

# 法人事業の概要報告

国では、福祉サービスの供給体制の整備及び充実に図るためとして、社会福祉法の改正が行われ、社会福祉法人制度の改革が行われようとしています。

社会福祉法人に対して、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務などが求められています。

一方 2025 年の超高齢化社会に向けて平成 27 年度より厚生労働省が、地域包括ケアシステムの構築を図り、要介護者の在宅での介護により、地域で生活が営めるよう介護・医療などが包括的に断続して提供できるようにと施策を講じています。

当法人においても財務諸表や現況報告書をホームページにて公表し法人事業運営の透明性の向上を図り、職員を地域の講習会等に派遣するなど以下に述べる取組を実施し、社会福祉法人制度改革施行以前より、社会福祉法人としての使命を果たすべく、努めてまいっております。

## 1. 人材育成

- ① 第 28 回介護福祉士国家試験の受験に取り組み 3 名が合格しました。
- ② 研修委員会が企画運営する施設内研修を 19 回実施し、延べ 364 名が受講しました。研修のテーマは、救命救急、非常災害対策、感染症対策、介護技術などです。
- ③ 施設外研修として、和歌山県や老人福祉施設協議会などが開催する 96 テーマの研修会に、延べ 463 名が出席しました。

## 2. 職員の処遇改善

- ① 臨時職員の正職員への登用試験は、平成 27 年 3 月から勤続期間の受験要件を 1 年から 6 ヶ月に短縮して実施しており、4 名の受験者全員が合格しました。また、介護福祉士の資格を有し、所属長からの推薦があった臨時職員 3 名についても正職員への転換を行いました。
- ② 役職としてリーダー職の新設や育児介護休業等に関する規則の改正などを行いました。
- ③ 介護職員処遇改善加算金を原資として 5 月、9 月及び 3 月に一時金の支給を行いました。

## 3. 防災対策の強化

全国老人福祉施設協議会が開催する災害対策委員会への参加など、他地域事業者との連携強化や BCP（事業継続計画）に関する情報の収集に努めました。

## 4. 社会福祉法人としての地域貢献

平成 27 年 8 月に老人保健施設あじさい苑で、3 日間の明神中学校「福祉体験学習」の受け入れ、9 月には高瀬会デイサービスセンター、もみの樹、老人保健施設あじさい苑の各施設で古座中学校「高齢者福祉について考える学習」、10 月に

は特別養護老人ホーム古座川園、高瀬会デイサービスセンター、老人保健施設あじさい苑の各施設で、2日間の串本中学校福祉体験学習の受け入れを行い、学習の場を提供しました。

また、地域で開催されるリハビリ教室への理学療法士の派遣、認知症サポーター養成講座への講師派遣や古座川町、那智勝浦町、串本町で実施されるクリーンキャンペーン等の清掃活動に参加し、地域貢献への取り組みに努めました。

さらに、当法人が開催する花見会、文化祭、盆踊りや小学校との合同運動会などに地域の方々に参加していただき、交流の場の提供を行いました。

#### 5. 人権尊重社会作りへの取り組み

平成27年4月、11月に人権に関する研修会を開催し58名が受講しました。8月には和歌山県人権啓発センター主催の講演会に参加するなど人権研修に取り組みました。

また、和歌山県との「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を引き続き締結し、職員への人権啓発に努めました。